

◎新潟県告示第620号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年6月6日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	くるーる2（単位2）	柏崎市錦町5-20	社会福祉法人ロングラン	令和7年3月31日
放課後等デイサービス				